

生命保障 について考えよう

遺される家族のためのお金をムダなく備えるには、必要な保障額を知っておくことが大切です。

出ていくお金 — 入ってくるお金 = 備えておきたいお金



自身が亡くなった後に出ていくお金を知っておきましょう。

遺される家族の生活費

家族の生活費の目安は現在の生活費の約5～7割

家族の生活費を計算するときは、配偶者の生涯生活費（現在の生活費の約5割）と、子どもがいる場合は末子が独立するまでの期間の生活費（現在の生活費の約2割）を目安に考えて計算しましょう。

■住居費・教育費を除く1ヵ月間の支出平均(2人以上の世帯)

世帯主年齢	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳
金額	20万円	25万円	28万円	30万円

出典：総務省統計局 2023年 家計調査年報(家計収支編)

■遺された家族の生活費の例

生活費25万円の4人家族(夫婦+子2人)の夫が亡くなった場合

年間 $25\text{万円} \times 12\text{ヵ月} \times 0.7 = \text{約}210\text{万円}$



住居費 持ち家が賃貸かで大きく支出額が変わります。

持ち家の場合、ほとんどの方が「団体信用生命保険」に加入するため、住宅ローンの借り主が亡くなった場合、保険金でローン残高を完済できます(建物の維持費等は必要です)。ただし、単独ローンで借り主ではない方が亡くなったり、ペアローンの場合や賃貸の場合は住居費の支払いが必要です。

住宅維持費の例

マンションの場合：管理費・修繕積立費等

戸建ての場合：外壁屋根塗装・リフォーム費等

共通：固定資産税・都市計画税・火災保険



子どもの教育費

子どもの教育費は、希望する進路によって大きく変わります

子どもの将来を考え、子ども一人につきいくらか必要か考えてみましょう。

■幼稚園～高校の教育費

	幼稚園	小学校	中学校	高校	合計
公立	50万円	212万円	162万円	154万円	578万円
私立	93万円	1,000万円	431万円	316万円	1,840万円

文部科学省「令和3年度子どもの学習費調査」を基に算出

■大学の学費

	文系	理系
国立	243万円	243万円
私立	411万円	542万円

文部科学省「令和5年度私立大学等入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」

一時的に必要な費用

一時的に必要な費用の

目安は100万円～300万円程度

葬儀や引越、ローンの返済など一時的に費用が必要になります。葬儀はあらかじめ予算と内容を決めておくのもいいかもしれません。



自身が亡くなった後に入ってくるお金と、今あるお金(貯蓄)を知っておきましょう。

貯蓄・生命保障

貯蓄はオールマイティな「備え」になります。

ただし、貯蓄は目標金額に達するまで時間がかかります。

貯蓄がまだ少ない若い世帯こそ、保障で備えましょう。

死亡退職金・弔慰金

死亡した方が会社員等の場合は、

死亡退職金・弔慰金をもらえる可能性があります。

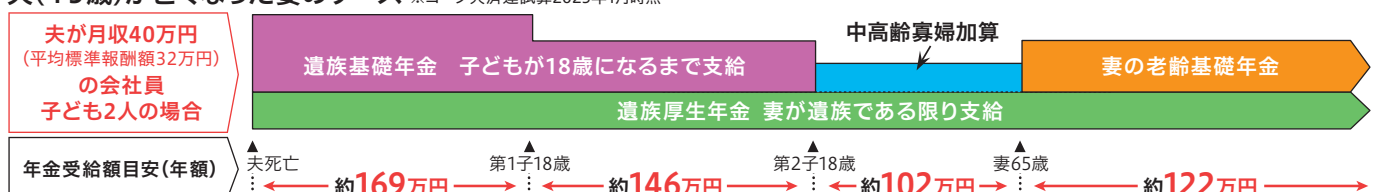


家族の収入

手取りで収入がいくらになるかを考えます。万が一の場合、配偶者の働き方が変わることがあります。例えば、亡くなった方が家事育児をメインにしていた場合、配偶者は以前より就労の時間を減らさなければならないかもしれません。また退職金がある場合は、退職金も考慮しましょう。

遺族年金・老齢年金

夫(45歳)が亡くなった妻のケース ※コープ共済連試算2025年1月時点



必要な生命保障額の一例

※コープ共済連試算2025年1月現在

出ていくお金

- 入ってくるお金

= 備えておきたいお金

① 賃貸暮らし・共働きのAさん夫婦の場合



夫(会社員) 30歳

年収目安420万円(平均標準報酬額35万円)



妻(会社員) 30歳

年収目安420万円(平均標準報酬額35万円)



子2歳



子0歳

住宅 賃貸(家賃:13万円) ※子どもは中学校まで公立、高校は私立、大学は私立理系(実家通い)とする



万が一、夫が亡くなった場合の必要額

約1,000万円

出ていくお金 合計 約2億3,700万円

遺された家族の生活費…約1億1,600万円

(妻の生活費168万円×60年+子の生活費67万円×22年)

住居費…約9,400万円(家賃13万円×12×60年)

子どもの教育費…約1,300万円×2人=約2,600万円

一時的に必要な費用(葬儀代など)…約100万円

入ってくるお金 合計 約2億2,700万円

妻の収入…約1億2,700万円

(本来収入約1億1,000万円-収入減少分約300万円+妻退職金2,000万円=1億2,700万円)

遺族年金…約4,900万円 老齢年金…約4,300万円

夫の死亡退職金・弔慰金…約500万円 貯金…約300万円



万が一、妻が亡くなった場合の必要額

夫が遺された場合、
遺族年金が少ないので注意!

約1,500万円

出ていくお金 合計 約2億2,000万円

遺された家族の生活費…約1億700万円

(夫の生活費168万円×55年+子の生活費67万円×22年)

住居費…約8,600万円(家賃13万円×12×55年)

子どもの教育費…約1,300万円×2人=約2,600万円

一時的に必要な費用(葬儀代など)…約100万円

入ってくるお金 合計 約2億500万円

夫の収入…約1億2,700万円

(本来収入約1億1,000万円-収入減少分約300万円+夫退職金2,000万円=1億2,700万円)

遺族年金…約3,500万円 老齢年金…約3,500万円

妻の死亡退職金・弔慰金…約500万円 貯金…約300万円

② 持ち家・扶養内パートのBさん夫婦の場合



夫(会社員) 30歳

年収目安540万円(平均標準報酬額45万円)



妻(パート) 30歳

月収10万円



子1歳



子0歳

住宅 夫ローンの持ち家(ローン月額:15万円(65歳まで)、住宅維持費月額3万円) ※子どもは中学校まで公立、高校は私立、大学は私立理系(一人暮らし)とする



万が一、夫が亡くなった場合の必要額

約2,800万円

出ていくお金 合計 約1億6,600万円

遺された家族の生活費…約1億900万円

(妻の生活費162万円×60年+子の生活費65万円×18年)

住居費…約2,200万円(維持費3万円×12×60年)

子どもの教育費…約1,700万円×2人=約3,400万円

一時的に必要な費用(葬儀代など)…約100万円

入ってくるお金 合計 約1億3,800万円

妻の収入…約4,200万円

遺族年金…約6,700万円 老齢年金…約2,000万円

夫の死亡退職金・弔慰金…約500万円 貯金…約400万円



万が一、妻が亡くなった場合の必要額

約300万円

出ていくお金 合計 約2億2,500万円

遺された家族の生活費…約1億700万円

(夫の生活費162万円×55年+子の生活費65万円×18年+生活費の増加36万円×18年)

住居費…約8,300万円(維持費3万円×12×55年、ローン6,300万円)

子どもの教育費…約1,700万円×2人=約3,400万円

一時的に必要な費用(葬儀代など)…約100万円

入ってくるお金 合計 約2億2,200万円

夫の収入…約1億5,500万円

(本来収入約1億4,200万円-収入減少分約700万円+夫退職金2,000万円=1億5,500万円)

遺族年金…約2,300万円 老齢年金…約4,000万円

貯金…約400万円

前提条件

- 遺された配偶者について、それぞれ寿命中位数(女性は90歳、男性は85歳)で亡くなる前提で計算しています。
- ①賃貸暮らし・共働きのAさん夫婦の場合の死亡前の家族の生活費は月額28万円(年額336万円)
- ②持ち家・扶養内パートのBさん夫婦の場合の死亡前の家族の生活費は月額27万円(年額324万円)
- それぞれ就労は22歳から65歳までとしています。●手取りの年収を「平均標準報酬額×12ヵ月×75%」と仮定して計算しています。
- 配偶者死亡後の収入について、①では夫婦ともに手取り×5%を②の夫の収入は手取り×10%を末子が18歳になるまで減額しています。
- 生活費の増加は主に家事・育児の外注や外食費の増加を意味します。